



発行 税理士法人 **中央総研**

桑名市大福 406-1

TEL 0594-23-2448

FAX 0594-23-3303

E-mail: sasaya@cri-sasaya.com

URL: http://mie-.cri.com

今月の担当

社員税理士 中保 竜也

松岡 優奈

「国際収支統計（速報）」から見る日本経済

【はじめに】

オミクロン株の感染拡大が収まりそうにありません。感染拡大のピークアウトはしたようですが、減少の度合いがユックリペースとなっています。

また、3回目のワクチン接種の完了者は、全国で総人口の33.3%（3月17日時点）となっています。

ロシアのウクライナ侵攻は、世界中が懸念しています。早く解決の道を開いていただきたいです。

そういった中で「国際収支統計」から見る「日本経済」について、述べていきたいと思えます。

【国際収支統計（速報）】

2022年1月の国際収支統計（速報）を検討していきます。

2022年1月の国際収支統計（速報）			
経常収支 ▼1兆 1,887億円 赤字	貿易収支	▼1兆6,043億円 赤字	
		輸出	6兆5,620億円
	サービス収支	▼7,379億円 赤字	
		第1次所得収支	+1兆2,890億円 黒字

「貿易収支」とは、海外とのモノの取引を云います。モノが動く計上します。

企業会計のイメージから見ると「商品売上」に該当します。

「サービス収支」とは、海外とのサービスの取引を云います。

サービスを提供すると計上します。

企業会計のイメージから見ると「サービス売上」に該当します。海運業・航空業が該当します。

「第1次所得収支」とは、海外との投資のやり取りによる所得を云います。

一言でいえば、海外から受け取る利子・配当のことです。

企業会計のイメージから見ると「営業外収益」に該当します。

以上をまとめると、下記の表になります。難しい「国際収支統計」が、身近に理解できると思えます。

国際収支統計		企業会計
貿易収支 赤字	海外とのモノの取引	売上
サービス収支 赤字	海外とのサービスの取引	赤字
第1次所得収支 黒字	海外から受け取る利子・配当	営業外収益 黒字

【世界最大の債権国家】

さて、日本は**世界最大の債権国家**です。

日本の対外純資産は、**357兆円**所有しています。

2021年度の国家予算（一般会計）106兆円の

3.3倍もの対外純資産となります。

ここで、**年利回り計算**をしてみると、分子に第1次所得収支の金額×12月、分母に対外純資産の357兆円として、計算すると、年利回りが4.3%となります。

高いか安いか、判定は皆様に委ねます。

【商売は赤字、利子配当は黒字】

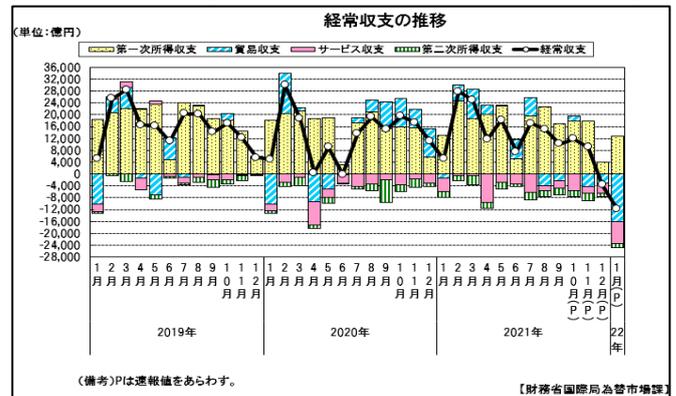
2022年1月の国際収支統計（速報）を**企業会計**に置き換えてみると、「商売で赤字・利子配当で黒字」と云う実態が浮かび上がってきます。

合計すると、「**赤字の金額>黒字の金額**」となり、**合計で赤字**となります。

すなはち、経常収支が赤字となります。

【経常収支の推移】

3年間の「経常収支」の推移を見ると、**貿易収支が黒字であれば、第1次所得収支は必ず黒字になる**ので、結果として**経常収支は黒字で安定**して来ます。



《代表社員 笹谷 俊道》

皆さん桜の花はもうご覧になりましたか？

桜の木は川沿いなどに植えられていることが多いのですが、どうしてでしょうか？

新年度スタートにあたって

【経営計画の策定】

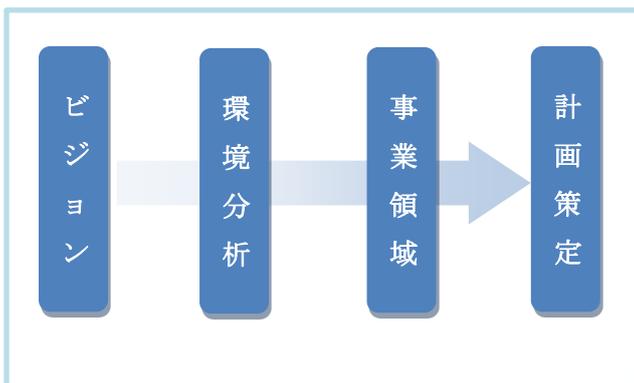
4月は、進学・就職・異動など環境が大きく変化する方も多く、新たな環境に期待や不安など心境はさまざまではないでしょうか。

企業の決算月は、何月にしなければいけないという決まりはありませんが、3月を決算月とし、4月から新事業年度をスタートさせる企業も多いです。

新事業年度を迎えるのにあたり、経営計画を策定される企業もありますが、なぜ策定されるのでしょうか？

変化の激しい時代において計画は必要ないという考えもあるかもしれませんが、計画を策定することで現状の課題やリスクが明確になり、やるべきことが可視化されます。また計画を共有・理解することで全社員が同じ方向に進むことができます。

まずは以下の事項を整理しながら計画を策定してみてはいかがでしょうか。



【計画の種類と活用】

経営計画のほかにも、以下のような計画を国や市区町村などに提出して認定されることで、金融支援・税制支援・補助金等申請時加点などの支援措置を活用できる場合がありますのでぜひ活用を検討してみてください。

- ・ 経営力向上計画
- ・ 先端設備等導入計画
- ・ 経営革新計画
- ・ 事業継続力強化計画

<中保>

住宅ローン控除の制度改正

住宅ローン控除の税制優遇制度は本来令和3年に終了してしまう予定でしたが、昨年12月24日に令和4年度税制改正の大綱が閣議決定され、令和7年まで4年間延長されることになりました。令和3年までの制度をそのまま延長するのではなく、控除率や控除期間などに変更があり、新築の場合は次のように改正されます。

種類	居住年	借入限度額	控除率	控除期間	
認定住宅	令和4・5年	5,000万円	0.7%	13年	
	令和6・7年	4,500万円			
ZEH水準 省エネ住宅	令和4・5年	4,500万円			
	令和6・7年	3,500万円			
省エネ基準 適合住宅	令和4・5年	4,000万円			
	令和6・7年	3,000万円			
上記以外の 住宅	令和4・5年	3,000万円			
	令和6・7年	2,000万円			

今回の改正で、控除率が1%から0.7%へ引き下げられてしまいましたが、住宅ローンの金利が1%未満の金融機関が増えたため、金利以上の控除とならないよう引き下げられたものと考えられます。住宅の種類によって借入限度額が異なるので、住宅の購入を検討されている方は、どの種類に該当するのか確認しておきましょう。また、住宅ローン控除を適用するには、初年度に確定申告をする必要があります。2年目以降は年末調整で控除できますので、初年度の確定申告を忘れないようご注意ください。

※令和3年までに住宅ローン控除の適用を受けられている方は、従来通りの条件で利用できますので、改正の影響はありません。

財務省ホームページより

<松岡>

答え：堤防の地盤を固めるため。昔、堤防を造ったときに桜の木を植えて見物客を増やし、そこを歩かせて地盤を踏み固めたといわれています。

